

平成29年 8月29日開会

平成29年 8月29日閉会

志太広域事務組合議会

8月臨時会会議録

志太広域事務組合議会

平成29年8月志太広域事務組合議会臨時会目次

会期及び会期中日程	1
8月29日（火曜日）	
1. 出席議員	2
2. 出席説明員	3
3. 職務のため出席した職員	3
4. 議事日程	4
5. 開会	5
6. 開議	5
7. 会期の決定	5
8. 第10号議案 平成29年度志太広域事務組合一般会計補正予算 （第1号）	
第11号議案 平成29年度救助工作車（Ⅲ型）購入契約の締結に ついて	
(1)提案理由の説明	5
(2)質疑	8
(3)討論	21
(4)採決	23
9. 閉会	24
付録	
議案質疑者及び質疑要旨	26

平成29年8月志太広域事務組合議会臨時会会期及び会期中日程

1. 8月臨時会会期 8月29日(火) 1日

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
8月29日	火	本会議 ○開会・開議、会期決定 ○議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ○議会運営委員会（午前9時20分） ○議員全員協議会（午前9時40分） ○議員全員協議会（本会議終了後）

8月29日 (火曜日)

○出席議員（16人）

1番	大石保幸	議員	(藤枝市議会議員)
2番	石井通春	議員	(藤枝市議会議員)
3番	杉田源太郎	議員	(焼津市議会議員)
4番	池谷和正	議員	(焼津市議会議員)
5番	萩原麻夫	議員	(藤枝市議会議員)
6番	小林和彦	議員	(藤枝市議会議員)
7番	小柳津健二郎	議員	(焼津市議会議員)
8番	石田善秋	議員	(焼津市議会議員)
9番	水野明	議員	(藤枝市議会議員)
10番	天野正孝	議員	(藤枝市議会議員)
11番	鈴木浩己	議員	(焼津市議会議員)
12番	松本修藏	議員	(焼津市議会議員)
13番	植田裕明	議員	(藤枝市議会議員)
14番	太田浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
15番	西原明美	議員	(藤枝市議会議員)
16番	齋藤寛之	議員	(焼津市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	太 田 信 隆	
事 務 局 長	伊 藤 弘 己	
事 務 局 次 長	平 田 達 行	
消 防 長	増 岡 直 人	
消 防 次 長	山 田 広 幸	

○監 査 委 員 良 知 芳 和

○職務のため出席した職員

書 記 長	亀 山 勝 弘	(焼津市議会事務局長)
書 記	種 本 哲 也	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局総務担当主幹兼議事担当主幹)
書 記	岡 本 将 行	(焼津市議会事務局庶務担当係長)
書 記	松 永 友 視	(焼津市議会事務局庶務担当主査)
書 記	長 井 直 美	(焼津市議会事務局議事担当主査)

平成29年8月志太広域事務組合議会定例会議事日程

日時／平成29年8月29日（月）午後3時00分開議

場所／志太広域事務組合議場

（藤枝市岡部支所 3階）

開会・開議

会議録署名議員の指名

諸般の報告

（1）管理者提出議案の受理について

（2）例月出納検査及び定期監査結果報告の受理について

第1 会期の決定

第2 第10号議案 平成29年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

第3 第11号議案 平成29年度救助工作車（Ⅲ型）購入契約の締結について

以上2議案一括上程

（1）質 疑

（2）討 論

（3）採 決

閉議・閉会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午後 3 時00分開議

○議長（齋藤寛之議員） 皆様、御苦労さまです。

ただいまから、平成29年8月志太広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本臨時会の会議録署名議員には、5番 萩原麻夫議員、10番 天野正孝議員を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、法令に基づく報告書及び提出書類2件を受理しております。この報告事件一覧及びその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで報告を終わります。

受理した報告事件一覧
〔監査委員報告〕

- | | | | |
|---|----------|----------|-------------|
| 1 | 志太広域監第3号 | 平成29年5月分 | 例月出納検査結果報告書 |
| 2 | 志太広域監第5号 | 平成29年6月分 | 例月出納検査結果報告書 |

○議長（齋藤寛之議員） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは日程に入ります。

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤寛之議員） 御異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（齋藤寛之議員） 日程第2. 第10号議案、平成29年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）及び日程第3. 第11号議案、平成29年度救助工作車（Ⅲ型）購入契約の締結についての2件を一括して議題といたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 管理者。

(登壇)

○管理者（中野弘道） ただいま上程をされました議第10号議案及び議第11号議案の2議案につきまして、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

初めに、第10号議案、平成29年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、新大井川環境管理センター及び新藤枝環境管理センターの設計及び建設並びに施設の運営につきまして、債務負担行為の追加をしようとするものでございます。

次に、第11号議案、平成29年度救助工作車（Ⅲ型）購入契約の締結については、火災や交通事故等の救助事案、大規模災害に対する救助活動の充実強化を図るため、救助工作車（Ⅲ型）を購入しようとするものであり、本年6月23日に指名競争入札を行った結果により、取得金額1億4,148万円をもって株式会社日消機械工業から取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上2議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） それでは、私から、第10号議案について、補足の説明をさせていただきます。

資料につきましては、平成29年度一般会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

2ページをお開きください。

新大井川環境管理センター整備運営事業費として、期間を平成29年度から平成47年度までとして、限度額を118億円と、また、新藤枝環境管理センター整備・運営事業費としましては、期間を同じく、平成29年度から47年度までとして、限度額を98億円とする補正予算、債務負担行為の内容でございます。

新大井川環境管理センターは、計画処理量が1日当たり210キロリットルで、新藤枝環境管理センターは、計画処理能力が1日当たり160キロリットルで計画をしております。

限度額の違いにつきましては、この計画処理量の違いということになります。

本事業は、施設整備を公設で、それから、施設の運営につきましては民間に委託する

方式で、この施設整備と運営を一括して発注するDBO方式といたしまして、本年度にその入札公告を予定しておりますことから、今回、債務負担行為として補正予算を計上させていただきました

期間につきまして申し上げますと、平成29年度の入札公告から整備につきましては、平成30年度から平成32年度までの3カ年で行います。整備完了後の平成33年度から15年間の運営期間といたしまして、平成47年度までとさせていただきます。

限度額の内訳でございますけれども、新大井川環境管理センターにつきましては、整備費を67億円、運営費15年分で51億円、それから、新藤枝環境管理センターにつきましては、整備費を54億円、運営費15年分で44億円を算定してございます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

4ページの国庫支出金というところの欄でございますが、循環型社会形成推進交付金で対象事業費の3分の1ということで掲載をさせていただきます。

それから、地方債といたしましては、交付金を除く対象事業費の90%、また、対象外事業費の75%として算定をしております。

以上を補足の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○消防長（増岡直人） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 消防長。

○消防長（増岡直人） 私から、第11号議案、平成29年度救助工作車（Ⅲ型）購入契約の締結についての補足の説明をいたします。

議案集第11号議案、参考資料、平成29年度救助工作車（Ⅲ型）の概要、車両のイメージをあわせてごらんください。

現在、志太消防本部では管内の火災や交通事故等の災害において救助が必要な方の対策として、焼津消防署及び藤枝消防署に救助工作車をそれぞれ1台ずつ配備しております。今回、更新をさせていただく救助工作車は焼津消防署に配備しております車両で、導入後14年を経過し、車体や積載する救助用資機材の老朽化が著しいことから更新をさせていただくものでございます。

車両の取得に伴う入札は、本年6月23日に12者による指名競争入札を行いました。その結果は、参考資料にございますように、株式会社日消機械工業が落札いたしまして、同日に契約金額1億4,148万円で同社と仮契約を締結させていただきました。取得を予定しております車両につきましては、従来のウインチ、クレーン、照明等の装置や救助

用資機材に加え、高度救助用資機材を積載した救助工作車で、特に地震や土砂災害等の救助活動に有効な画像探査機や地中音響探知機等を積載しており、これまで以上に安全、確実、迅速な救助活動が可能となります。

本事業につきましては、防衛施設周辺消防施設設置助成事業補助金と緊急防災・減災事業債を活用し取得するものです。

以上、第11号議案、平成29年度救助工作車（Ⅲ型）購入契約の締結についての補足の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（齋藤寛之議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の2議案に対しまして質疑のある議員は議長まで通告願います。

午後3時11分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（齋藤寛之議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま上程中の2議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。まず、2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） ただいま議案となっております第10号議案、平成29年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、下記の4点について質疑をいたします。

この議案は、両市のし尿と浄化槽汚泥を処理いたします藤枝、大井川両環境管理センターを新設するために設計及び建設、そして、その後の運営を一括して予算化されているものです。

大井川環境管理センターの整備関連は67億と運営が51億、藤枝環境管理センターには整備関連で54億で、運営44億と。合わせますと216億円という大変巨額の税金が使われる予算になっております。

もちろん、このし尿と汚泥処理というものは、住民生活をしていくために必要不可欠な施設でありますので、1日たりともとめることができないということで、きちんと整

備する必要はもちろんあるというふうに思っておりますけれども、この金額が妥当かどうかは、これはやはりきちんと検証されなければいけないというふうに考えております。

まず、1点目ですけれども、この両施設の長寿命化の検証がされているかどうかということですが。

平成25年あたりから公共施設の長寿命化という考え方が出てきておりまして、こういう方向に世間も一定の理解を示しているというふうに思っております。そうした長寿命化を検証するという請け負う委託業者ももちろんあるわけがございますけれども、この建てかえを決定する前の段階で、こうした両施設に対しての長寿命化の検証はされたかどうか。原施設が建てかえしなくてもそのまま継続利用できるという検証はされたかどうかということがまず1点目です。

次に、平成29年3月に本組合が策定しております新環境管理センター整備基本計画がございますけれども、大井川環境管理センターについては、平成11年からこれまで17年間、稼働年数はたっている。藤枝環境管理センターについては、平成7年からこれまで21年、稼働年数がたっているという、この記載、そして、今後、汚泥もふえていくということで、それによりまして建てかえをするという記載しか、この整備基本計画にはございません。あとは処理方式ですとか環境への対策が主な計画となっております。最初から、この長寿命化ということが眼中にない建てかえありきの計画書というふうになっております。

この17年、21年という年数で区切って建てかえをしていくという、この根拠はどこにあるのかと。建てかえよりも修繕で済むケースも当然あるというふうに思いますけれども、その建てかえと修繕の経費比較などの必要な検証はされているかと。365日とめることができない施設であるのはわかりますけれども、年数がたっている理由だけで、こういう建てかえをしなければいけないという決断に至った根拠をお聞かせいただきたいというふうに思います。

3点目は、今議会に対します当局のこの議案の提案の仕方です。

先ほどの説明は、両管理センターの設計、建設、運営の予算を債務負担行為で行うということが主で、あとは対象の補助金ですとか、補助裏の起債といった仕組みの当たり前のことにすぎませんでした。私もきょうに至るまで、当局にお願いいたしまして杉田議員ともども両施設を見せていただいておりますけれども、それなりの調査をしてきましたけれども、これだけの巨額の予算を、ただこういう提案でいいのかと。これは、全

議員に対する説明責任を私は欠くというふうに思いますけれども、この提案の仕方について、お尋ねをいたします。

最後に地元との問題です。

おおむね両市とも共通しておりますのが、建てかえありきの地元合意がなされているということです。藤枝の場合でちょっと言いますけれども。もちろん、し尿処理というものは誰一人歓迎しない施設でありますので、これを受け入れていただいている両市の地区住民の皆様には厚くお礼を申し上げなければならないと感じております。それと同時に、市民生活を保障するために絶対必要なこの迷惑施設を住民に建設を納得していただくための職員の努力ですね。そして、建設からこれまで継続して維持管理させていくという、こうした努力も並大抵のものではないというふうに思います。私も複数の市の職員からいろいろな苦勞話を聞きましたので、それは理解できるものだというふうに思っております。

ただ、この地元合意には現施設の稼働期限というものが、それが平成33年ということになっております。その際は、現在の施設内に新施設を建設するという内容になっている。大洲の場合でいいますと、現施設のスタートは平成7年でして、そのときは平成23年までという条件の合意でありましたけれども、この平成23年に、これから10年間延長していただきたいと。それが平成33年で、この平成33年を稼働期限として、このときは、平成33年は、もう新設をするということが条件として書かれているわけですね。ここに長寿命化云々よりも年数が決められている最大の理由があるというふうに思います。

年度を区切って提示しないと地元の同意が得られないと、ある職員の方がこういうふうに私に言いましたけれども、一方で、私は組合議員ですので、この税金の使い方というものをやはりチェックしなければならないと。一義的には、この大洲と、それから、飯淵の方ですか、こうした住民の問題でもありますけれども、間接的とはいえ、これだけ巨額の税金を負担する、これは、地区以外の住民も決して無関係な話ではないというふうに思っております。

こうしたやり方が両市民全体の理解を得られるものであるかどうかということをお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 石井議員にお答えをいたします。

初めに、第10号議案、平成29年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）のうち、現施設の長寿命化の検証と稼働年数の根拠について、これについては関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

現施設は、安全かつ円滑な運転を維持するため、長期的に計画的な修繕を行ってまいりましたが、稼働後、大井川環境管理センターが18年、藤枝環境管理センターが22年を経過しており、毎年実施の定期的な点検、検証の中で経年劣化も確認がされ、老朽化への対応を図る必要があります。環境省が作成する一般廃棄物処理施設の各種手引きなどでは、し尿処理施設の耐用年数は20年程度とされていることや他自治体の例から、おおむね25年程度と判断し、整備計画を進めております。

今回のし尿処理施設は、市民生活に密着した必要不可欠な施設でありまして、組合としては、適正な運営管理を行い、し尿・浄化槽汚泥の処理を安全かつ安定的に行っていく必要があります。

また、2市のし尿・浄化槽汚泥の投入量は、現状でも施設処理能力いっぱいの状態であり、今後も増加が見込まれるため、現し尿処理施設では対応できない状況であります。

以上のことから、故障等により、し尿処理施設をとめることはできないため、処理能力をふやした新しい施設を整備することといたしました。

次に、説明責任についてであります。今回の債務負担行為は、今後、事業者を決定し事業を進めるために、事項や期間、限度額を定めるために追加補正を行うものでございます。

本事業につきましては、平成28年3月定例会議員全員協議会における地域計画の説明から始まり、平成29年度当初予算や整備基本計画、それから、新環境管理センター整備スケジュールについて、実施方針の公表、生活環境影響調査等により、事業の進捗にあわせ適宜説明をさせていただいてまいりました。

次に、地元についてでございますが、地元合意は、2市と連携し丁寧な対応と説明をし、了解をいただいております。何よりも地元調整の中で地元合意が必要であり、更新時期については、その合意に基づいて進めております。

以上でございます。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員）　ちょっと残念ながらお答えがないところが多いというふうに思っておりますけれども、ひとつめの長寿命化がなされたかどうかということをお私1点目で聞いておりますけれども、お答えは、計画的な修繕はされてきた、そして老朽化もしてと。当然、稼働年数がこれだけ来ているので、そして建てかえということになったというのがお答えの主な話だったというふうに思いますけれども。

私は、今、公共施設に対しては、アセットマネジメント計画等で耐用年数というものが一応定められている中で、それでも長く使えることができないのかという、そうした長寿命化というものが、今、それが行われている中になっていると。お答えは、稼働年数が21年とか17年あるものだから老朽化ということ。当然、それは長くしていけば老朽化していくことは当たり前なんですけれども、そういう中でも、そういう第三者的というか、あらゆるところの機関から、そうした長寿命化の診断をやられたかどうかということが質問でございますけれども、結局、今、お答えは、それはされていないと、そういうようなことであつたというふうにちょっと判断せざるを得ないかなと。ほかの管財ではね。ま、これは、ほかの管財と一緒にしていいかどうか、それはそれですけれども、でも、ほかの管財ではそういうことでやっているわけですので、当然こういう巨額のお金がかかる決断に至るまでに、そうしたことはやるべきではないかというふうに思っておりますけれども、残念ながら、今のお答えではちょっとそういう答えはなかったというふうに思っておりますので、その点をもう一度、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、議会への説明でございますけれども、やはりこれは巨額の216億という予算ですので、お答えの中で、例えば、新環境管理センター整備計画等で全協などでも説明をしているというようなところもございましたけれども、実際、この管理計画の中身には、事業費にはほとんど触れてないですね。なぜ216億になるかということ、それはほとんどないんですよ、計画の中には。概算事業費という項目があるんですけども、この計画の中には。これは、東日本大震災ですとかオリンピックで作業員がこれから不足するから建設費が増加するので、他の自治体の動向を注視するということの記載だけです。たった4行しかない。ですからね、それは、そういうことでこの計画を出しているから、こういう巨額の予算の説明はそれでいいかということには、私は、それはならないのではないかと。

債務負担というのですか、これは、結局、1回の議決で将来にわたって志広組が債務

を負うわけですよ。その金額が216億ですから、19年の計算をすると、1年当たりでも11億3,000万ぐらいになるわけで、それをたった1回の議決でこうやって決めると。なぜ、単年度の歳出予算ではだめなのかとか、そうしたことも、これだけの金額の予算でしたら、やはり当然説明をするべきではないかと、議会に対しては。それは当然求められるというふうに思いますよ。そうしたことを私は聞いておりますので、そういうことでお答えをしていただきたいというふうに思います。

最後、地元の方というのは、これは、やはり当事者として一番丁寧に説明しなきゃいけないというふうに思います。私は、行政と皆さんとその地元の取り組みも知っていますから、そうした中での協定の中身も伺っていますので、私自身は、そういうああいう施設を受け入れていくためにはそういう条件を示さなければいけないと理解はできるんですけども、一方で、その受け入れる立場の市民以外の市民の理解が得られるかどうかと。施設がもう少し使えるなら使ってもらいたいというふうに考えるのは、これは当たり前前の感覚だというふうに思うんですよね。もったいない運動とかあるわけです。本当にだめだったら、これは別ですけども。

地元住民の方も、丁寧に説明すれば、施設が使えるうちは十分な点検と修繕、そして、その間の報告をすれば、建てかえをしなくても、こういったことを保障すれば、新設を条件としなくても、私は、理解は得られるものではないかと。もちろんそれは聞いてみなきゃわかりませんが。今は新設が条件になっちゃっているんで、それはどうしてもそれを動かすということになれば、当然腫れ物に触るような話になっちゃうから、動かさないふうになっちゃっているというふうに思うんですね。

私は、通告で聞いておりますのは、なぜ新設が条件とされたのかと、平成23年度の時ですね。ここがあるので、今回、建てかえにどうしてもなっているのではないかとというふうに思うんですよ。そのことを聞いておりますので、説明の仕方とかそういうことではなくて、そういうことのお答えを求めていますので、よろしくお答えいただきたいというふうに思います。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） はい、事務局次長。

○事務局次長（平田達行） はい。石井議員の再質問にお答えします。

最初に、長く使えないか診断したかというような内容だったと思いますけれども、アセットマネジメントの関係だと思っておりますけれども、先ほどお答えをさせていただいたよ

うな答弁になりますけども、やはり耐用年数、また経過年数、それぞれ18年、22年という事で経過している施設ということから、設備、機器類の老朽化対策も必要になってきていると。そういったことがまず先にございました。

そして、常に施設の処理能力いっぱい稼働してきているというような状況でございますので、また、今後さらに処理量がふえていくということが見込まれているという、こういう状態の中で、市民生活に密着した施設ということから、故障により施設をとめることはできないという、そういうことから、組合としましては、施設の適正な運営を行うことができ、安全かつ安定的に行っていく必要があることから、新しい施設整備を進めているところでございます。

それから、2つ目の事業費の関係でございますけれども、これにつきましては、整備基本計画にもあったということでございますけれども、まさに東日本大震災における復興とか、そういったところで建設作業員不足ということから、建設費が増加傾向にあるんじゃないかということで、事業費につきましては、今後、事業者選定アドバイザーの中でメーカーヒアリングをして行っていくというようなことが計画としてされてございました。

まさしく、昨年から本年度にかけて事業者選定アドバイザーを実施している中で、メーカーヒアリングを実施いたしまして、そして、他の自治体の事業費等の市況を、市場の動向を比較しながら、今回、事業費が算定できたということで補正のほうを上げさせていただいたと、そういう状況でございます。

済みません。3点目の新設がなぜ条件となったかということでございますけれども、そこにつきましては、詳しくはわかりませんが、やはり耐用年数とか、そういったところで、当時、10年の延長というものをしたというふうに思っております。

以上です。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 残念ながら、ちょっと二度目も余りお答えにはなっていないかなというふうに思います。

耐用年数が来たと、稼働年数が来たということは、今の管財でも耐用年数というものを私は聞きに行ったんですけれども、固定資産税の減価償却を基準にして決めると。それは、実際の施設はつくれても、そういうお金の面で決めるものであって、そういう年

数が来ても実際は使えるものがあるんじゃないかということで始めているのがアセットマネジメントという話だというふうに聞いておりますので、そういう年数だけで、その長寿命化の診断をしないという話には私はならない。

それから、処理能力についても、こうしたことも私も現地を見に行きましたけれども、1系と2系というのがどちらにもあって、一方がだめだったら2系のほうがやるとか、そういうような検証なんかも当然必要な話だと、そういうことの検証もしたいと。どの部分が施設で修繕では追いつかないよと。ここはかえなければいけないよというところの提示があればまた別なんだけれども、そういうような具体的な根拠も示されない中で、の建てかえとはいう話にはなっていないかなというふうに思います。

それから、議会に対する説明は、今、整備基本計画の中だけを言われたことなので、これはちょっとお答えになっておりません。

そして、最後、新設の条件としたということは、詳しくはわからないと今、おっしゃいましたけれども、この合意は、もちろん両市、そして、地元の住民の方ですが、組合は、その協定の中には入っていないのは事実なんですけれども、やはり、それは両市のやることだからということでは済まないとは私は思うんですよね。そういう無責任体制では困るんですよ。

し尿処理施設の組合の規約には、し尿処理施設の建設、設置及び管理に関することというものが組合の規約にはあるので、交渉の立場はその両市かもしれないのだけれども、やはり組合も、そこもきちんと把握というか、関与していくことで、こういう議会でやっぱり答えていくことが必要でないかなというふうに思っております。

これまでずっとヒアリングを重ねてきて、私に対する答えは出てきておりません。今回も出てきませんでしたけれども、これ以上求めてもお答えは出てきそうにないというふうに思っておりますので、このまま討論でも仕方ないというふうに思っております。もし何かお答えがあれば言っていただきたいというふうに思いますけれども、以上で質問を終わります。

○事務局次長（平田達行）議長。

○議長（齋藤寛之議員）事務局次長。

○事務局次長（平田達行）耐用年数だけではということでございますけれども、長寿命化の検討が実際されてないわけでございますが、あと、1系、2系ということで、どちらかまとめて修理とか稼働ができないかというようなことだと思いますけれども、先ほども

答弁したとおり、処理能力に対して、やはり100%に近い処理を今現在しているものですから、1系、2系ということでありまして、1系をとめれば、50%の能力ということになってしまいますので、やはりそういったこともできないということで、先ほどから答弁させていただいているような理由がございまして、耐用年数のこと、それから、長寿命化的なものも、現在、量が多くてできないというようなところは御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

- 議長（齋藤寛之議員） 次に、3番 杉田源太郎議員。
- 3番（杉田源太郎議員） 議長、杉田源太郎。
- 議長（齋藤寛之議員） 杉田源太郎議員。
- 3番（杉田源太郎議員） 通告に従いまして質疑を行います。日本共産党の杉田源太郎です。

第10号議案、平成29年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について。

私は、ことしの3月議会でこれに関連する質問を行いました。石井議員、あるいは藤枝市会議員の大石信生議員と大井川、藤枝環境センター、この視察をしてまいりました。そして、この建てかえというのは、技術面あるいは資金面での焼津、藤枝市民の納得の上で、いずれかはやはり必要になるものである、それは感じております。

そして、今回の補正予算、最初で1番目ですが、補正予算の新大井川、新藤枝環境管理センターの施設整備、そして、運営事業費の積算内訳、これは先ほど言いました、ことしの3月議会で建屋、あるいは受け入れ前の処理設備・施設、高度処理施設、脱臭設備、汚泥処理設備、そして、今回はさらにリンの回収設備、これがふえると思います。こういうものの積み上げがこの金額、この補正予算になっていると思いますが、その内訳についてお聞きをいたします。

2番、この補正予算に向けての歳入はどういうふうになっているか。

先ほどの説明の中で、特定財源として国、県の支出金、地方債、その他が計上されましたが、この中での一般財源、新大井川環境管理センター、そして、新藤枝環境管理センター、これの一般財源が示されていますが、これの負担割合というのは、藤枝、そして、焼津市の負担割合は、このままになるのか。

それから、地方債、起債が志広組としてされていくわけですが、この償還計画、月々どのように返されていくのか、これについての説明を求めます。

以上です。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 杉田議員にお答えをします。

初めに、第10号議案、平成29年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）のうち、両環境管理センターの施設整備運営事業費の積算内訳についてですが、平成23年度以降に、1日処理能力105キロリットル以上の汚泥再生処理センター、し尿処理場のことでございますけれども、整備の契約実績を複数件有するプラントメーカーである4社から見積もりを徴したものを基礎数値といたしました。

その上で、同様な先行事例等を参考に精査・査定を行い、設計建設事業費、また、運営事業費を算定をしたところでございます。

次に、補正予算に向けた歳入の計画についてですが、事業費のうち、建設費につきましては、循環型社会形成推進交付金及び交付税措置のある地方債の対象となっております。

そのうち、循環型社会形成推進交付金につきましては、先ほど説明をさせていただきましたが、交付金対象となる事業費の3分の1を見込んでおります。

また、地方債につきましては、交付金対象事業費のうち、交付金額を除いた額及び単独事業費に対して、それぞれの充当率に応じた額を見込んでおります。

これらの交付金や起債を除いた額を一般財源として考えており、そのほか運営費につきましても関係市分担金による一般財源を見込んでおります。

以上、杉田議員の質疑に対する答弁とさせていただきます。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 杉田議員。杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） 今の答弁の中で、一番最初に、私は、この先進事例がどうのこうのということから、この計画の210キロリットルというの、大井川にしてみれば90から210キロリットル、1日当たりですね、それだけの大きな設備をつくるに当たって、建屋ではどうなのか、あるいはその前処理設備についてはどうなのかとか、主処理施設、高度の処理施設、脱臭施設、そういう、ここでは幾らぐらい、ここでは幾らぐらい、そういう積算の内容について聞いたんですけれども、それはありませんでした。67億、それから、藤枝の54億、施設整備。そして、運営事業費についても、15年で51億、藤枝は

44億。この具体的な1年の内容をどのように計算をしたのか、その積算の内容について確認をさせてもらいました。しかし、その答弁はなかったと思います。

そして、一般財源の中で、3分の1は交付金のその財源なるよだとか、国のほうから交付金が出るよとか、そういう答弁もいただきましたけれども、焼津市、あるいは藤枝市の負担割合としてどのようになるのか、これについても聞いたんですけれども、この一般財源の焼津の分、あるいは藤枝の分、これは、以前に各両市で、議案の中でこれは確認されていると思うんですけれども、搬入量割合でこれが決まってくるということで、これが今度は焼津ができたら、あるいは大井川管理センターができたら、藤枝の新しい管理センターができたら、原則として、藤枝の分は藤枝だよ、焼津の分は焼津だよという、そういうような位置づけでやっていきたい、そのような説明を私はこの前、受けたつもりですけれども、そうなったときに、この一般財源のここに書いてある金額というのは、両市の負担がそのようになっているのかどうか、それを聞いたのですけれども、その答弁はなかったと思いますけれども、どうでしょうか。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 杉田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、積算の金額の内訳ということでございますけれども、先ほど答弁させていただいたとおり、プラントメーカーからまず参考見積もりをいただいております。そこから他の自治体の例とか、そういったものから試算をしているということでございまして、設備ごとの積算金額についてということになりますけれども、この限度額につきましても、設備ごとの積算はやってございません。プラントメーカーの考え方でも、設備のとり方等、異なっていたということ、それから、この事業が性能発注方式で、設計を従来、行政側がやる場合が多いのですけれども、こういった廃棄物処理は、設計、建設一括の発注ということから、そういったことがされないというか、してございません。今回の積算については、プラント全体で他の自治体と比較をさせていただいたということで、こちらの行政側の求める施設につきましても、合計の額で上限を今回お示しさせていただいたということになります。

それから、焼津市と藤枝市の負担ということで、分担金ということになるかと思っておりますけれども、ちょっと手元にもございませんので、あらあらのお答えをさせていただきたいというふうに思いますけれども、建設年度から数年たちますと元利償還が始まりま

す。そういった一般的な、と言うか始まった後の見込みの分担金といたしましては、大井川のほうは6億強の金額です。それから、藤枝の環境管理センターのほうは6億弱というような額になります。ただ、今言ったのは分担金でございまして、これには、先ほど言った起債に対する交付税措置等がございしますので、そういったことからすれば、それ以下というような計画でございまして。

以上です。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） 15年の運営事業費について回答がなかったと思います。その後、どんなふうに運営をされていくのか、これも、事業者が全部、1年間幾らだよと、単純に15年で割ればいいものなのかどうかね。私は先ほどの石井議員の質疑の中にもありましたけれども、本当に莫大なお金をかけて新しい施設をつくらなければならないというときに、市民の納得性、合意の問題を私は大事にしなければいけないんじゃないかということで、設備について、プラント全体で考えていて、それを同じようなところ、ほかのところでやっているから、それと同じようなものだというのはね、特に私、後全のほうでも触れられるので、そこでもやらせていただきたいけれども、先ほど、1日210キロリットルのものというふうに、この処理能力を上げなきゃいけない。その処理能力の問題というのは、今まで90から210ですよ。藤枝と焼津の人口というのは、ほぼ同じ、焼津のほうがちよっと少ないくらい。そういう中で、藤枝は160のまま。それで、焼津は90から210という、1日の処理量がこれだけ多くなるっていうことで、その問題については、この予算の問題とは関係ないかもしれないけれども、この建屋、新しく建てる環境管理センター、この環境管理センターが持つこの処理量というのが、本当に正しいかどうか、そこまでちよっと後で後全のほうでもまた質問させていただきますけれども、この210キロリットル、1日当たりのこれっていうのは、本当にこの人口割からいったときにも、これだけの施設が必要なのだろうか。そのためには、これだけの施設をつくるに当たっては、処理能力として、先ほども何回も言っていますけれども、前処理の設備は1日210キロリットルになるのだから、これだけの金額がかかりますよだとか、あるいは脱臭設備、汚泥の処理設備というのはこれだけになるのですよ、それで、リンの回収設備も新しく条件として入るので、その部分は幾らになるんですよ。プラントメーカーから何でそれを聞かないんですか。

以上を聞いて質問を終わります。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） はい。210キロリットルの根拠でございますけれども、大井川環境管理センターの処理能力になるわけですけれども、210キロリットルにした根拠は、平成28年度に策定をさせていただきました一般廃棄物処理基本計画からということになります。

焼津市の平成33年度に発生が見込まれる汚泥、これが6万5,584キロリットルということから、210キロリットルという規模が出てございます。

それから、その汚泥量が増加する理由ということでございますけれども、推計した理由といたしましては、今の基本計画でございますけれども、し尿くみ取りや単独浄化槽の世帯に対しまして、し尿及び生活雑排水を処理する合併浄化槽、これがふえていくというようなことからまずはございます。その合併浄化槽になりますと非常に容量が大きいということから、浄化槽の汚泥の量がふえるということでございます。

浄化槽について、清掃で発生する汚泥は、その容量により決まっているわけですけれども、またさらに人口というものが減少するわけでございますけれども、設置した浄化槽の汚泥量は減少しないというようなことも言えるわけございまして、したがって、今より施設の処理量が増加するというような考え方でございます。

内訳につきましては、先ほど答弁をさせていただいたとおりで、プラントメーカーごと設備の名称、呼び名も違いますし、くくりも違ってございます。また、プラントの中の設備、こういったフローっていうのですか、そういう流れもまだ決まっていませんので、そういったところはプラントメーカーごと違うということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤寛之議員） 以上で、通告による質疑は終わりました。

これで、質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の2議案に対しまして、討論のある議員は議長まで通告願います。

午後4時2分 休憩

午後4時2分 再開

○議長（齋藤寛之議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま上程中の2議案に対する討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、反対討論を行います。2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 私は、第10号議案、平成29年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論を行います。

主な反対理由は、藤枝、焼津の両環境管理センターが長寿命化や修繕と新設の経費の比較も何もなく新設を決定し、そのために整備費だけで121億という巨額の税金を投じる、その姿勢です。もちろん、し尿処理施設は増加する浄化槽汚泥を主とした廃棄物を処理するために、住民が生活する上で必要不可欠なものです。1日たりとも休むことのできない施設であるということももちろんです。

しかし、今回の議案は初めから建てかえありきでありまして、具体的な検証も説明もなく進められております。今ある施設を使えるうちは使おうと。建てかえをしなくても修繕等で済むのであれば、そのままでもいいかと。こうした比較検証や提案も何もなく、他の管財では、市の職員ですとか委託によって建物や設備も長寿命化の診断を実施しているのに、この管理センターだけはこうした過程が行われておりません。

そして、そこには施設を受け入れてくれた地元住民の方と、それから、行政との建てかえを必須条件とした同意書の存在というものがございます。質疑で再三申し上げましたけれども、こうした施設を受け入れてくれた両地区住民の方、そして、建設から現在に至るまで、その交渉に当たっている当局の立場が当然理解できるものだと思いますが、しかし、なぜ年度を区切って新設の条件としなければならなかったのかと。これがある限り、腫れ物にさわるように交渉に当たってきた当局は、施設の長寿命化が果たせると判断がでて、新設するしか方法がなくなってしまうのではありませんか。

ましてや、この議案は、両市民が将来にわたりまして合計216億もの借金を背負うという中身です。施設の新設はいずれ必要となりますが、使えるうちは使ってもらいたい。それが本当にだめなら新設でも仕方ありません。これは市民の利益につながる当然の話

だと。こうした交渉の過程の中で新設を入れる必要がどこにあったのかと。現施設でも、現在のところ周辺に影響が出ないと。安心・安全が立証できるということが将来にわたってできれば現施設で、どうしてもだめなときは新設でと、こういう内容であっても、私は地元の方の了解は十分得られるのではなかったかなというふうに思います。この新設ありきということには、結局お答えがございませんでした。

そして、本予算に対します当局の説明責任の問題です。

これだけの巨額の予算でありながら、この議会では、当初は整理と運営費の限度枠と、それから、期間だけの提示でした。こうした地元合意という点の肝心な点の説明はございません。組合が策定しております新環境管理センター基本計画、それから、これまでの全員協議会等でも、なぜ新設するのかという、この根拠についての理由の説明は一切ありませんでした。主にあるのは、稼動年数が17年、21年となっているという点です。これは、税金を執行する側をチェックする議会への提案の体をなしているとは思えないと。

債務負担行為だから、こういう提案になるというのも理由になりません。志広組は、将来にわたりまして、1回の議決で平成47年まで19年間、毎年平均11億3,000万円の負担を強いるわけですから、だからこそ年度別の義務負担ですとか、それに対する予算措置が講じられているかどうかは、少なくとも提案の中に入れていくべきでありました。

そして、なぜ単年度の歳出予算として組めないのか。契約の相手方も決まっておりませんのに提示することなど、問題もあると思います。

この質疑の中でようやく出てきましたプラントメーカーの見積もりがあって、それから、それをもとに他の自治体のやり方を参考にして決めたとかありました。そして、DBOの発注方式で一括発注するという内容もありましたけれども、その内容を聞きましても、例えば、このDBOにすることによって、経費面のメリットがあるということも策定の計画の中にあるわけですから、そうであるなら、この経費面のメリットなどもあわせて提案をするべきだというふうに思います。巨額な予算だからこそ、そうしたことを含めて、当局はこの議会に説明を果たすべきだというふうに思います。

以上のことをもちまして、反対の討論といたします。

○議長（齋藤寛之議員） 次に、賛成討論を行います。8番 石田善秋議員。

○8番（石田善秋議員） 議長、8番 石田善秋。

○議長（齋藤寛之議員） 石田議員。

○8番（石田善秋議員） 私は、ただいま上程されております2議案全議案に対して賛成する立場から、特に通告いたしました第10号議案、平成29年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について、賛成討論を行います。

本臨時会に上程されております第10号議案は、20年近くにわたり2市の住民の生活を支える重要な施設として稼動し続けている大井川、藤枝の両環境管理センターの設備、装置の老朽化と、その処理能力の超過が近い将来予想されていることから、その対応を図るために必要な債務負担行為の追加であり、喫緊の課題であると考えます。

今回、この事業方式において、行政が建設の主体となり、公共の施設として信頼度が高いこと、民間のノウハウが活用でき、効率的、効果的な事業実施が可能で、建設費及び維持管理費を含めたトータルコストでの縮減が図れるなどの利点がある事業方式であるということであり、大いに期待できると考えております。

なお、予算執行に当たっては、その事業を進める上で2市住民の税金によって賄われている旨、強く意識し、今後も事業費の精査を強く要望しまして、本議案に賛成するものであります。

以上、通告をいたしました第10号議案について賛成討論をいたしましたが、各議員の御理解をいただき、上程されております2議案全議案に対しまして賛成をお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

○議長（齋藤寛之議員） 以上で、通告による討論は終わりました。

これで、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、第10号議案をお諮りいたします。第10号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤寛之議員） 起立多数であります。

したがって、第10号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第11号議案をお諮りいたします。第11号議案を可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤寛之議員） 起立総員であります。

したがって、第11議案は可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、平成29年8月志太広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。

午後4時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 齋藤 寛之

会議録署名議員 萩原 麻天

会議録署名議員 天野 正孝

付 録

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
<p>(2)</p> <p>石 井 通 春 議 員</p> <p>(質 問 方 式 一 括)</p>	<p>「質疑」</p> <p>1. 平成29年度志太広域事務組合一般会計補正予算(第1号)について</p> <p>(1) 長寿命化の検証はなされてきたのか。 両環境管理センターの現施設がそのまま継続利用できる検証がされたか</p> <p>(2) 稼働年数17年・21年としたのは、何を根拠としているか。 組合策定の「新環境管理センター整備基本計画」では、大井川が17年、藤枝が21年稼働しているので新環境管理センターを整備するとしている。なぜ17年、21年で新設という結論になるのか、その根拠。</p> <p>(3) 期間と限度額のみ提案は、説明責任を果たしていると言えるか。 予算を執行する側が、それをチェックする議会に対し、これだけの説明で責任を果たしていると言えるのか。</p> <p>(4) 地元合意に基づく進め方は両市民の納得を得られるか。 両管理センターとも、平成33年新設を条件に現施設の稼働を認める協定が地元となされている。迷惑施設を受け入れる地元住民のご厚意、当局の交渉の努力はありつつも、納税者としての市民の理解は得られるか。</p>	<p>事務局 次長</p>

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(3) 杉 田 源 太 郎 議員 (質問方式 一括)	<p>「質疑」</p> <p>1. 第10号議案 平成29年度志太広域事務組合一般会計補正予算(第1号)</p> <p>大井川、藤枝環境管理センターの建て替えは技術面・資金面で焼津、藤枝両市民の納得の上でいずれかは必要になるものである。</p> <p>(1) 今回の補正予算の新大井川・新藤枝環境管理センター施設整備運営事業費の積算内訳はどのようなものか。</p> <p>(2) この補正予算に向けての歳入はどのように計画されているか。</p>	事務局 次長